

令和6年度上伊那圏域地域自立支援協議会議事録

会 議	部会名 第3回 権利擁護部会	日 時 令和 6年 11月 21日(木) 13:30 ~ 15:30
	会場 伊那市防災コミュニティセンター 第1,2研修室	参加者数 32人
主 テ ー マ	「弁護士さんと話そう ～権利擁護と後見人について～」	
	<p>① 弁護士紹介</p> <p>② グループワーク</p> <p>4 グループに分かれて、各グループに 1 名ずつ弁護士に入ってもらい、主に権利擁護・後見人に関する内容を一緒に話し合った。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者で叔父が財産管理中で、財産搾取の疑いのあるケースについて。 税務上の情報から金銭的な問題がわかることもある。 ・後見人専門職の選択(専門職依頼の基準)→法的トラブルは弁護士。それ以外は誰でも可。 ・後見人選任の説得方法について。 ・B型作業所利用を提案したところ、パワハラと言われた。訴えられるリスク回避方法として、記録化と共有化がある。 ・個々が有する特性と、その対応には苦慮することがある。傾聴の重要性。 ・GH入居しており、遠くに出かけたいと要望がある場合の、同行する職員の金銭的な補償について。 ・浪費のケース ・弁護士への相談の仕方と、法テラスの仕組み、有効な利用方法の説明。(電話相談はお金がかからない。) →弁護士の敷居の高さが解消された。 ・弁護士が時には悪役を演じることで、スムーズに事が運ぶことも有る。 ・相続財産清算人業務の説明。 <p>③ 感想・まとめ(弁護士より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○役割分担をし、専門家をうまく使っていけばよい。 ○横の連携が大切。連携して、この地域の福祉を支えていけたらと思う。 ○弁護士はハードルが高いと思われていることを反省。気軽にまず電話をしてください。 ○僕らは地域の一員で同じ福祉のチーム。何のためにやっているのかと言えば、「本人のためにやっている。」 今日は、一緒になり皆で助け合っている一員・仲間になる事ができた。僕らは支援をしている人達のことをすごく尊敬している。「どの人にも権利がある」ことを当たり前と思える活動をしていきたい。 	
ま と め	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いを知ることで、弁護士と支援者の距離が近くなり、強い横のつながりが出来た。 今後、役割分担の中で、連携した支援を行っていくための幅が広がった。 	
次 回	令和7年 2月 28日(土) 13:30～ 内容:第4回 権利擁護部会 場所:伊那市福祉まちづくりセンター	